

線西側の多摩台ハウスの管理事務所の敷地内にあります延長一九メートル。幅員一メートルの路線であります。この路線は宅地造成がされてありまして、一般の道路としての用に供されておりませんので、この路線を廃止しようとするものでございます。

次に一三二号線でございますが、これは牛浜の清水延一さんの西側の崖上にある延長四十メートル、幅員二メートルの路線でございます。この路線は公道から公道へ接続していない特定の方の基地への道であるということであり、また一部が崩壊いたしましたので全く一般の交通がなされていない状態でございますのでこれを廃止しようとするものでございます。

以上でございますが、慎重ご審議いただきましてご可決くださいますようお願いいたします。

○議長

(石川信義君)

以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十三番

(山石田博君)

市道一〇七号ですが、これは廃道にして後の処

分はどうするのか。いままでは道路拡張の場合に協力した地主に払い下げをした場合が多かったが、これはどうするのか。

○建設課長

(須崎進君)

これは実際に国道沿いにございまして国道

に沿って一メートルの路線が長く百九十八メートルもあるわけです。そこでこの路線につきましては昭和三十年ごろ小川建設がハウスブームということとで、当時宅地造成してしまったもので現在のところ全く現状回復は困難であると思われる道路でございます。したがって国から市へ払い下げをした後にその関係地主にそれれ協議のうえ払い下げをするようになるということでございます。

○二十三番

(山石田博君)

課長の説明は私も七年も八年も前からこの問題についてはわかつているわけですが、これは無償ではないと思うか……。

○建設課長

(須崎進君)

無償ではございません。

○議長

(石川信義君)

以上で質疑を終ります。

○十一番

(伊東忠次郎君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第九十六号及び議案第九十七号についてはともに建設委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

「賛成」と呼ぶ者あり

○議長（石川信義君）おはかりいたします。

ただいま伊東忠次郎君から所定の賛成者を得て、本二案はともに建設委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（石川信義君）ご異議なしと認めます。よって議案第九十六

号及び議案第九十七号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（石川信義君）追加日程第一請願第六号公衆浴場の公共

性に対する福祉行政面からの補助制度実施方に関する請願

書を議題といたします。

事務局長をして請願書の朗読をいたさせます。

（古谷議会事務局長朗読） 省略 別添参照

○議長（石川信義君）朗読は終了しました。

紹介議員末次性男君から本趣旨の説明を求めます。

（十五番末次性男君登壇）

○十五番（末次性男君）請願第六号に対して提案理由の説明をいたします。

本件の趣旨につきましては請願書をご一読願えればご理解がいただけると思いますが、人間が生まれ出ると同時に産湯から始まり、また生の終りには体を清めることが世のなわしであり、人生と入浴とは切り離すことができないことは論をまたないところであります。しかしながら住宅事情からして一世帯一浴室を望むことはとうてい不可能であり、勢い公衆浴場に頼らざるを得ない状態は昔も今も変わるところがございません。しかるに入浴料金は公共性のものであるということから都知

事の認可制となり。これがため一般企業と比べ激しい物価の変動に対応した料金をみずからきめることができず、ために経営困難に陥り廃業のやむなきに至るところもあると聞き及んでおります。もし公衆浴場が今後とも減少することがあればこれは大きな社会問題であり、これを利用して多くの住民の苦しみは、自分の家に浴場を持つ恵まれた人たちには真に理解しにくいことであらうかと思ひますけれども、何とぞ請願の趣旨にご賛同くだされ、ご採択を承りますことをお願い申しあげまして提案理由の説明といたします。

○議長

(石川信義君) 以上で紹介議員の趣旨説明は終了しました。

(これより本件請願に対する質疑を終ります。)

○十~~五~~番

(関米吉君)

たまたま紹介議員が小林(暢)議員と末次

議員ですけれども、いずれも配付されております請願付託表の厚生委員会の委員ではないのでこの際お聞きしておきたいのですけれども、この趣旨はご一読願えればわかるというたたいまの紹介議員のお話しでございましたが、これが私にはちよつと

理解できないのですけれども、まず第一点、市当局におかれても経営面の逼迫をご推察のうえ——ということになってく

ると企業に対する補助金は経済課の問題だと思ふわけです。

それにいま一点、前文の隣接の立川市におきまして市当局が云々——ということについて、それと同様な方法をやってくれという

ことになりましたと福祉事務所の担当になると思ひますけれども最後のさらには環境衛生面云々——ということになりますとこれは環境保全課に係る形の請願になろうかと思ひますが、そういう面からみてこれは一体どういう形のことを議会にお願いしているのかということ、すつきりした紹介議員の見解を伺いた

と思ひます。そうでないかと私はちよつと理解に苦しむわけですので、その辺をはつきりしていただきたいと思ひます。

○十五番(末次性男君)

付託先の件のご質問であるかどうかということか

第一点であると思ひます。それから経営面への逼迫云々ということはいわれましたが、これは公衆浴場にかかわらず現在においてちよつと

いった企業的なものに対する補助はご承知のとおりやっておりますわけ

です。

○十七番 関米吉君 ちよっと納得がいけないので暫時このまま休憩させていただきますと思います。

○議長 石川信義君 暫時休憩いたします。

午後四時二十八分 休憩

午後四時三十六分 開議

○議長 石川信義君 休憩前に引き続き会議を開きます。

○十五番 末次性男君 この文面で若干あやかりにくいところがあるようでございますのでふえんして申しあげますと、つまり立川市にあきまして行政措置として補助並に六十五歳以上の老人に無料入浴券を配付している。もちろんこれは全員ということではないようですし、なおまた浴場を持っているところはもちろん除外されるところと思います。そうしますとそのようなことを市がやってくればこれがめぐりめぐって浴場業者の方にもうるおいくるということでございます。そういう点がいささか焦点がぼけているように思います。

福生市議会

けれども、請願趣旨はそういうところにありますのでご理解願いたいと思います。

○十七番 関米吉君 私はこの請願の動機とかをいふのは関係ないのです。

請願の趣旨だけはきりしていただければわかるのでいま一回念を押すと、隣接の立川市でもそういうことをやっているの、同様のことをわが市にお願いしたいということですね。

○十五番 末次性男君 そうです。

○議長 石川信義君 以上で質疑を終わります。

請願第六号についてはお手元にご配付の別紙付託表のとおり厚生委員会に付託いたします。

○議長 石川信義君 追加日程第二陳情第六号横田基地前住民地域会

館の設置に関する陳情書を議題といたします。

事務局長をして陳情書の朗読をいたさせます。

(古谷議会事務局長朗読) 省略 別添参照

○議長 石川信義君 以上で朗読は終了しました。

本陳情についてこの際ご意見がありましたら承っておきたいと思ひます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（石川信義君） 以上で質疑を終ります。

陳情第六号についてはお手元にご配付の別紙付託表のとおり
総務委員会に付託いたします。

○議長（石川信義君） おはかりいたします。

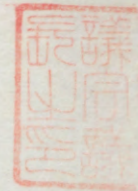
委員会審査のため明二十日から十月一日までの十一日間休会
いたしたいと思ひますがこれにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって明二十日から十月

一日までの十一日間休会することに決定いたしました。
なお、次回本会議は十月二日午前十時から開きます。

○議長（石川信義君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。



本日はこれをもって散会いたします。

午後五時四十一分 散会

写

昭和四十八年九月十三日

福生市議会議長

石川信義殿

昭和四十八年第三回福生市議会定例会の招集について

昭和四十八年九月十三日付福生市告示第五十五号（別紙参照）をもつて昭和四十八年第三回福生市議会定例会を招集したので通知します。

福生市長 石川 常太郎 ⑩

福生市議会

写

福生市告示第五十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和四十八年第三回福生市議会定例会をつぎのとおり招集する。

昭和四十八年九月十三日

福生市長 石 川 常太郎

一	期	日
二	場	所
		福生市議会議場

(写)

福庶発第千九百八十号

昭和四十八年九月十三日

福生市長 石 川 常太郎 印

福生市議会 議長

石 川 信義 殿

議案の送付について

昭和四十八年第三回福生市議会定例会に提案するため、つぎの議案を送付します。

- 一 議案第八十八号 福生市組織条例の一部を改正する条例
- 二 議案第八十九号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 三 議案第九十号 昭和四十八年度福生市一般会計補正予算(第二号)
- 四 議案第九十一号 昭和四十八年度福生市水道事業会計補正予算(第一号)
- 五 議案第九十二号 昭和四十七年度福生市水道事業会計決算認定について
- 六 議案第九十三号 昭和四十七年度福生地区消防組合一般会計決算認定について
- 七 議案第九十四号 福生市土地開発公社の設立について

- 八 議案第九十五号 町区域の設定について
九 議案第九十六号 市道路線の認定について
十 議案第九十七号 市道路線の廃止について

福議発第一八九号

昭和四十八年九月十三日

殿

福生市議会議長 石川信義

議案説明員の出席要求について

昭和四十八年第三回福生市議会定例会にご出席くださるよう、地方自治法第一二一条の規定により要求いたします。

一日 時 九月二十日（木） 午前十時
二場 所 福生市議会議場

なお、議事日程及び付議議案写しを別紙のとおり送付いたします。

規約及び申合せで就任の決定した委員の異動について報告

関係規約及び加入関係機関の申合せで就任が決定した委員に異動がありましたので、報告いたします。

昭和四十八年九月十三日

福生市議会議長 石川信義

一 規約の一部改正によつて就任の決定した委員

1. 福生警察署管内防犯協会役員

新	旧
厚生委員長 中曾根 実	総務委員長 森田 秀雄